島根県報

平成23年12月９日（金）
号外 第 202 号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】
道路の供用開始　（道路維持課）　２

告　　示

島根県告示第790号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月９日

島根県知事　溝　口　善兵衛

道路の種　類	路　線　名	供用開始の区間	延　長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備　考
			メートル			
県　道	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町都万落地5185番６地先から同町都万角ヶ谷5201番１地先まで	60.00	平成23年12月21日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5211番１地先から同町都万奥姥ヶ谷6521番２地先まで	620.00	平成23年12月21日		